

各課直通電話

総務課 ☎388-1111	福祉子ども課 ☎388-1116
税務課 ☎388-1112	建設課 ☎388-1117
企画課 ☎388-1113	水道課 ☎388-1118
環境経済課 ☎388-1114	教育文化課 ☎388-3231
住民課 ☎388-1115	会計課 ☎388-1119
健康介護課 ☎388-7171	議会事務局 ☎388-1110



不妊症診断検査・特定・一般不妊治療費の一部助成

不妊症診断検査費用(保険分含む)や、医療保険が適応されず、高額な医療費がかかる、特定不妊治療(体外受精、顕微授精)の費用や一般不妊治療(人工授精)の費用の一部を助成しています。3月までに不妊症診断検査・特定不妊治療を終了された方や2月までに一般不妊治療を終了された方は、3月29日(金)までにご申請ください。

	不妊症診断検査	特定不妊治療	一般不妊治療
対象者	法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦のいずれかまたは両方が笠松町に住所を有する方		笠松町に住所を有する方で、 ①治療開始時点・治療期間・申請日のいずれにおいても夫婦であって、夫婦のいずれかまたは両方が笠松町に住所を有する方 ②事実婚であって両方が同じ住所を有する方
所得制限	なし	平成29年の夫婦の所得合計が730万円未満	
対象となる検査・治療	不妊症の診断検査(保険分も含む)	体外受精または顕微授精	人工授精
助成額	検査に要した費用のうち、初診・再診料を除いた金額(ただし上限3万円)	治療ステージA、B、D、Eは上限10万円 治療ステージC、Fは上限5万円	平成30年3月から平成31年2月までの本人負担額の2分の1の金額(ただし上限5万円、千円未満切捨て)
助成の回数	1回	初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が ①40歳未満の場合 43歳になるまでに通算6回まで ②40歳以上43歳未満の場合 43歳になるまでに通算3回まで ③43歳以上 なし(助成対象外) ※平成29年度までに上記の助成回数に達している方や、通算で5年度助成を受けられた方は対象外。	助成期間 一般不妊治療を開始した月から2年間 (助成回数の上限はありません)
医療機関	指定なし	岐阜県の指定する医療機関	産科、婦人科および産婦人科、泌尿器科および皮膚泌尿器科のある医療機関

【申請・問合先】健康介護課 ☎388-7171



航空機救難消防訓練

岐阜基地は、航空機事故などの発生を想定した「航空機救難消防訓練」を行います。灯油の使用により黒煙が発生する恐れがありますので、ご了承ください。

【日時】3月11日(月)未明(予備日3月12日(火))

【場所】岐阜基地内

【問合先】航空自衛隊岐阜基地渉外室

☎382-1101(内線2271)



全国健康保険協会岐阜支部に加入の皆さまへ

平成31年3月分(4月納付分)から健康保険料率と介護保険料率が次のとおり変更となります。

- ・健康保険料率:9.86%(0.05%引下げ)
- ・介護保険料率:1.73%(0.16%引上げ)

※詳しくは、全国健康保険協会ホームページ(「協会けんぽ」で検索)をご覧ください。

ごみ・粗大ごみの回収

 (株)高島衛生

*笠松町許可業者
岐南町平成6-110

☎058-248-0089

http://www.t-eisei.co.jp



自然にやさしい 環境創造

Shonan

松南株式会社

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南3丁目6番9号
TEL.058-274-3224 FAX.058-276-0808